厚生委員会 連載

弁護士が安心して働くための社会保障

第2回　老後の備え（下）

厚生委員会 委員　柿崎 弘行（63期）

1　国民年金基金のメリット等

前回述べたとおり、国民年金基金は、厚生年金非加入者の受け皿として重要であるが、厚生年金と同等の受給額を国民年金基金で確保しようとした場合、いくらの掛金が必要なのだろうか。加入時の年齢を夫婦とも30歳0か月とし、国民年金の上乗せ分を夫婦で月10万円とするためには、夫婦2人分で月5万6400円*1、夫婦2人分の国民年金保険料との合計で月9万0360円の支払いが必要である*2。

これに対して、厚生年金の場合は月8万0520円、配偶者1人分の国民年金保険料との合計で月9万7500円の保険料を支払うこととなるが、雇用主との折半であるため、実質的な負担額は合計5万7240円である*3。そうすると、自らが経営者でない場合、つまり多くの若手弁護士にとっては、国民年金基金よりも厚生年金の方が有利と言える。

他方、事務所を経営する弁護士は、事務所を法人化しない限り厚生年金に加入できないし、任意適用申請により勤務弁護士や事務職員を厚生年金に加入させることも難しい場合がある。国民年金基金は、厚生年金と同等の保障が得られるよう、税制上の優遇措置もあり*4、特にベテラン層の弁護士にとっては重要な制度である。

掛金や給付内容は自由に設計できるので、ゆとりある老後生活費を概ね満たすことを目標にするならば、掛金を夫婦で月13万4530円とし、国民年金基金からの受給額を月24万円とすることも可能である*5。国民年金の受給資格期間を満たしていない場合など一定の条件下で65歳まで加入できる点も、厚生年金より使いやすい。予定利率は1.5%（2024年4月時点）であり、少なくとも銀行預金と比べれば、はるかに有利な制度である。

2　互助年金

国民年金は1階、厚生年金は2階と呼ばれ、3階が企業年金とされる。企業年金には、厚生年金法に基づく厚生年金基金、確定給付企業年金法に基づく確定給付企業年金、確定拠出年金法に基づく拠出型企業年金保険（企業型確定拠出年金）の3種類があり、日本弁護士連合会が運用する拠出型企業年金保険が「互助年金」である。厚生年金又は国民年金基金に上乗せして加入することが可能であり、2024年3月末時点で9546人が加入している*6。

例えば加入時の年齢が30歳0か月の場合、月1万5000円の掛金で男性なら月3万6420円、女性なら3万2520円の年金を受給できる*7。また、厚生年

＊1：国民年金基金連合会「掛金・年金額を調べる」。https://www.npfa.or.jp/check/
　夫婦それぞれ4口ずつ、全て終身年金A型の場合の合計金額。終身年金B型（保証期間なし）なら掛金を抑えることもでき、また2口目以降は確定年金（I型からV型まで5種類あり）を追加できる。

＊2：日本年金機構「国民年金保険料」。2024年は1人あたり月1万6980円。
　https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/hokenryo.html

＊3：日本年金機構「令和2年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険料額表（令和6年度版）」。標準報酬月額が44万円の場合の金額。
　https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/20200825.files/R06ryogaku.pdf

＊4：年間81万6000円まで掛金全額、専従配偶者も加入した場合は2人分が所得控除できる。また受給の時点でも公的年金等控除の対象となる。

＊5：前掲「掛金・年金額を調べる」。30歳0か月で男性12口、女性10口、全て終身年金A型の場合の合計金額。

＊6：日本弁護士連合会「共済制度加入のおすすめ」2024年5月版。

＊7：日本弁護士連合会「2024年10月1日始期 弁護士共済制度（拠出型企業年金保険）互助年金 A種・B種 加入のおすすめ」。A種で年金開始年齢を66歳（払込期間36年）の場合の金額。

金及び国民年金基金にはないメリットとして、84歳未満まで加入できること、途中解約の場合は返戻金を受け取れること等がある。予定利率は1.135%（2024年5月時点）とされており、厚生年金又は国民年金基金の上乗せとして、積極的に活用すべきだろう。

3　iDeCo（イデコ）

企業型確定拠出年金が会社員向けの制度であるのに対し、自営業者向けに創設されたのが個人型確定拠出年金、すなわちiDeCo（イデコ）である。確定拠出年金法に基づき、国民年金基金連合会が運営しており、近年拡大を続けている。

会社員は月1万2000円から2万3000円が拠出限度額となるが、自営業者は月6万8000円（国民年金基金との合算）まで税制上の優遇措置があり*8、特に自営業者に有利な制度である。主流は確定年金だが、一部で終身年金もある。ほぼ全ての国民が加入できるので、事務所を経営する弁護士にとっても重要な選択肢のひとつである。

4　小規模企業共済

小規模企業共済は経営者の退職金制度と呼ばれており、小規模企業共済法に基づき中小企業基盤整備機構が運営している。加入者は2023年3月末時点で約162万人であり、運用資産額は11兆1313億円である*9。

個人で事務所を経営する弁護士はもちろん、弁護士法人の社員弁護士も、従業員が5人以下であれば加入できる。万一、経営が厳しくなっても、途中解約せず掛金の範囲内で貸付を受けることができる。税制上の優遇措置があり*10、予定利率は1%（2023年9月1日時点）とされているので、弁護士にとっても利用価値のある制度である。

5　その他の個人年金

民間の金融機関が保険商品として提供する個人年金は多数あり、主流は10年又は15年の確定年金である。東京都弁護士協同組合の個人年金は、予定利率1.35%（加入から年金開始まで25年以上の場合）で、最短では保険料の払込期間を5年とし、5年又は10年の確定年金として受給することが可能であり、災害死亡時には割増給付金もある。

6　小括

老後の備えとして各種制度を紹介したが、まずは国民年金及び厚生年金の受給見込みを確認し、さらに国民年金基金及び互助年金を組み合わせて、夫婦で月23万円を目安に生活費の確保を図るべきと思われる。その上で、iDeCo、小規模企業共済、その他の個人年金等も併用し、ゆとりある老後生活費としては夫婦で月38万円を目標に準備するのが適切であろう。本稿が少しでもお役に立てば幸いである。次回は病気・事故への備えを取り上げる。

＊8：国民年金基金連合会「iDeCo公式サイト」。https://www.ideco-koushiki.jp/guide/
　　掛金全額の所得控除、運用益は非課税で再投資、受給の時点で公的年金等控除又は退職所得控除となる。
＊9：中小企業基盤整備機構「小規模企業共済とは」。https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/
＊10：同上。掛金全額が所得控除の対象、受給の時点では公的年金等控除又は退職所得控除の対象となる。